解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年四月四日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から平成二十五年七月十日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三番四四号
清算法人茅ヶ崎市赤羽根土地改良区
清算人代表　小澤　一郎

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

大阪府岸和田市岸城町七番一号岸和田市役所内
岸和田市土地開発公社
代表清算人　出口　修司

解散公告（第三回）

当法人は、兵庫県知事の認可を受けて平成二十五年三月二十二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

兵庫県伊丹市中央四丁目四―五中央コーポ一階
医療法人社団丸岡医院
清算人　丸岡　康洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

佐賀県杵島郡白石町大字福石一八五〇番地
財団法人日本ボーイスカウト佐賀県連盟
維持財団　代表清算人　竹下　康雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡おいらせ町若葉一丁目一四〇番地三七四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　赤沼　健吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階十和田ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東早稲田一五番地三、最後の住所青森県弘前市大字城東中央五丁目三番地一八レジデンス太陽七号
被相続人　亡　兼平　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

青森県弘前市大字上鞘師町一八―一　弘前商工会議所会館四階
相続財産管理人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐四三番地四号、最後の住所青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九七番地九
被相続人　亡　久保田憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

青森県弘前市大字上鞘師町一八―一　弘前商工会議所会館四階
相続財産管理人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市泉区南光台東二丁目四番、最後の住所仙台市泉区南光台東二丁目四番五号
被相続人　亡　小野　清榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇―二六旭開発ビル四〇六中谷聡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中谷　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡棚倉町大字岡田字上ノ内七五番地、最後の住所福島県東白川郡棚倉町大字岡田字上ノ内八五番地三
被相続人　亡　齋藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

福島県白河市みさか二丁目六番地九
相続財産管理人　弁護士　大野　貴雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字美駒二五〇〇番地二、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字信太六七五番地九
被相続人　亡　川島　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間・奥庭法律事務所
相続財産管理人　弁護士　風間　治人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市久慈町三丁目一二四五番地、最後の住所茨城県日立市弁天町二丁目一九番七号
被相続人　亡　五來　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

茨城県水戸市大町三町目二番三号協和ビル三階Ａ号
相続財産管理人　弁護士　高橋　博信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字福良四四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大塚　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

栃木県小山市大字神鳥谷一〇一二番地一オフィスエム一〇二
相続財産管理人　司法書士　江連　伸明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区志茂三丁目四一番地九、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一三三四番地　ニチイホーム大宮
被相続人　亡　塚越千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十三日

埼玉県川口市戸塚二―二一―三一ベルエリゼ二〇一　南埼玉法律事務所
相続財産管理人　高倉　光俊

第26期決算公告

平成25年5月23日
新潟県上越市藤巻９番18号
Shin-Etsu **信越総合建設株式会社**
（旧商号　信建土木株式会社）
代表取締役　小森善一郎

貸借対照表の要旨（平成25年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,216
	固定資産	396
	合計	251,612
負債及び純資産の部	流動負債	155,429
	固定負債	4,453
	株主資本	91,730
	資本金	20,000
	利益剰余金	71,730
	利益準備金	4,400
	その他利益剰余金	67,330
	（うち当期純利益）	(7,647)
	合計	251,612